

積立金規程

制定 平成 25 年 7 月 16 日

改正 平成 29 年 3 月 21 日

(目的)

第 1 条 この規程は、公益社団法人日本山岳会東京多摩支部（以下「本支部」という。）が保有する積立金等の資金の取り扱いに関し必要な事項を定める。

(積立金等の分別管理)

第 2 条 本支部が保有する積立金等は、貸借対照表上名称を付した特定資産として、他の資金と明確に区分して管理する。

(積立金等の新設と取り扱い)

第 3 条 本支部が新たに積立金等を創設する場合には、この規程により取り扱いを定めるものとする。

(安全対策積立金の目的・保有・管理)

第 4 条 本支部は、安全対策積立金を保有し、その管理は次のとおりとする。

- (1) 安全対策積立金は、会員等が遭難などの事故に遭遇した場合の捜索及び救助のための初動資金の確保を目的とする準備資金とする。
- (2) 当事者の会員は、事故処理完了後に、充当された金額を速やかに返済しなければならない。
- (3) 当支部主催の山行、観察会ごとに会員参加者から一人あたり 100 円を徴する。その他本支部主催の各行事で募金活動を行う。
- (4) 収支決算で当期繰越収支差額の純増額が発生した場合、その 50% を積み立てる。その時期は、支部総会での決算確定後とする。
- (5) 寄附金および臨時の収益等が生じた場合は、幹事会の決議を経て全額またはその一部を積み立てることが出来る。
- (6) 積立目標額は、100 万円とする。
- (7) 本条第 6 号の積立目標額に達する期の積立額は、本条第 4 号の額のうち積立額が 100 万円に達するまでの額とし、残額は、第 6 条の長期積立金として積み立てる。
以降の期では、本条第 4 号の積み立てを停止する。ただし、本条第 3 号の積み立ては、継続する。

(安全対策積立金の取崩し等)

第 5 条 初動資金充当の時期及び金額は、遭難対策本部の判断による。その結果を速やかに幹事会に報告しなければならない。

- 2 安全対策積立金を、その目的外の支出に充てるために取崩すときは、支部総会の決議を得なければならない。
- 3 安全対策積立金の積立計画の中止並びに積立目標額及び積立期間の変更を行うときは、前項の規定を準用する。

(長期積立金の目的・保有・管理)

第 6 条 本支部は、長期計画積立金を保有し、その管理は次のとおりとする。

- (1) 長期計画積立金は、当支部の活動拠点となる事務所確保および周年記念事業資金の確保を目的とする準備資金とする。
- (2) 収支決算で当期繰越収支差額の純増額が発生した場合、その 25% を積み立てる。ただし、1,000 円未満の端数が出た場合は、切り上げ計算する。その時期は、支部総会での決算確定後とする。
- (3) 寄附金および臨時の収益等が生じた場合は、幹事会の決議を経て全額またはその一部を積み立てることが出来る。
- (4) 目標額は、幹事会にて検討のうえ別途設定する。
- (5) 安全積立金が第 4 条 6 号の目標額に達し、その積立が停止された期以降は、本条第 2 号の規定にかかわらず、当期繰越収支差額の純増額が発生した場合、事務所確保資金としてその 50% を、周年記念事業資金としてその 25% を積み立てる。

(長期計画積立金の取崩し等)

第 7 条 長期計画積立金を、その目的内の支出に充てるために取崩すときは、幹事会の決議を経ることを要する。

- 2 長期計画積立金を、その目的外の支出に充てるために取崩すときは、支部総会の決議を得なければならない。
- 3 長期計画積立金の積立計画の中止並びに資産取得等に必要な額及び積立期間の変更を行うときは、前項の規定を準用する。

(改廃)

第 8 条 規程の改廃は、幹事会で審議・決定する。

附 則

この規程は平成 25 年 8 月 1 日より施行する。